

第2回上田市文化財保護審議会

日時:令和6年4月8日(月) 10:00～

会場:上田市役所南庁舎 503 会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 上田市指定文化財候補案件の諮問について

ア 刀

イ 前山寺大日如来坐像

ウ 神畑薬師堂薬師如来立像

エ 芳泉寺阿弥陀如来坐像

オ 芳泉寺阿弥陀如来坐像

カ 竹室神社本殿

(2) 報告事項

ア 登録有形文化財の登録(見込み)について

イ 今後の市指定文化財諮問予定案件について

ウ 史跡上田城跡保存活用計画について

4 その他

5 閉会

上田市指定文化財候補案件の概要

1 刀

- (1) 申請者
(2) 種 別 有形文化財（美術工芸品）
(3) 名 称 刀 銘 嘉永二年二月於信州上田山浦昇源正雄作之
青木安榮劔

(4) 員 数 1口^{ふり}

(5) 所在地

(6) 形状または構造

寸法：2尺4寸9歩5厘（約75.5cm） 反り：6分3厘（1.9cm）

形状：鍋造^{しのぎづくり}、庵棟^{いおりむね}、中鋒^{ちゅうきょ}

(7) 由来、伝説

山浦真雄（やまうらまさお・文化元（1804）年～明治7（1874）年）により嘉永2（1849）年に作刀された刀である。山浦真雄は、文化元年、小県郡赤岩村（現東御市）に生まれ、江戸の氷心子秀世、上田藩の刀工河村寿隆に作刀を学んだ。嘉永元（1848）年には上田藩主松平忠優に命じられ上田藩工となったが、本作はこの上田時代の作例であることが、銘からははっきりと分かる。

上田時代前後は佳作が多く、弘化4（1847）年作の太刀（山浦壽昌銘・上田市立博物館蔵）や嘉永3（1850）年作の短刀（長野市立博物館蔵）が長野県宝に指定されており、本作は山浦真雄円熟期の貴重な一口といえる。

(8) 保存方法 専用の保管庫で保存。

(9) 現状写真

上田市指定文化財候補案件の概要

1 前山寺大日如来坐像

- (1) 申請者
- (2) 種 別 有形文化財（美術工芸品）
- (3) 名 称 木造大日如来坐像
- (4) 員 数 1 軀
- (5) 所在地 上田市前山 300 番地
- (6) 形状または構造

木造、玉眼 像高 71.3 cm

- (7) 由来、伝説

前山寺は元弘元年(1331)に香川県善通寺から長秀上人が訪れ、現地に伽藍を移し前山寺として規模を拡大した。本堂は寄棟造の茅葺屋根で、棟木銘から元禄 11 年(1681)～元禄 12 年の建築と考えられており、国の登録有形文化財となっている。

本尊である本像は本堂須弥壇上に安置され、悉皆調査及び詳細調査によって鎌倉時代の作品とされている。状態もよく、信州の学海と呼ばれた塩田地域を象徴する貴重な作品と言える。

- (8) 保存方法 本堂須弥壇上に安置。
- (9) 現状写真

上田市指定文化財候補案件の概要

1 神畑薬師堂薬師如来立像

- (1) 申請者
- (2) 種 別 有形文化財（美術工芸品）
- (3) 名 称 木造薬師如来立像
- (4) 員 数 1 軀
- (5) 所在地 上田市神畑 658 番地
- (6) 形状または構造

木造、彫眼 像高 58.8 cm

- (7) 由来、伝説

平成 22 年発行の『神畑村誌』によると、本像が安置されている神畑薬師堂は、かつて原峠付近の「薬師平」と呼ばれる場所にあり、天正元年(1573)以降、数度の移転を経て享保 6 年(1721)に現地に移されたとある。

本像については、来歴等ははっきりしていないものの『神畑村誌』や『超誓寺誌』において薬師堂移転の経過から 15～16 世紀としているが、悉皆調査及び詳細調査で平安時代の作でとされ、状態もよく、市内でも有数の古代に遡る作品である。

- (8) 保存方法 薬師堂内に安置。
- (9) 現状写真

上田市指定文化財候補案件の概要

1 芳泉寺阿弥陀如来坐像

- (1) 申請者
- (2) 種 別 有形文化財（美術工芸品）
- (3) 名 称 木造阿弥陀如来坐像
- (4) 員 数 1 軀
- (5) 所在地 上田市常磐城 3 丁目 7 番 48 号
- (6) 形状または構造

木造、彫眼 像高 87.4 cm

- (7) 由来、伝説

芳泉寺は当初常福寺と称し、上田城築城後に現地に移転したとされている。江戸時代には上田藩主である真田氏や仙石氏の菩提寺となり、仙石氏の代に芳泉寺と改め、現在まで続いている。

本尊である本像は本堂須弥壇上に安置され、来歴等は不明だが、悉皆調査及び詳細調査によって平安時代の作品とされている。状態もよく、真田氏、仙石氏の菩提寺となった芳泉寺の繁栄を象徴する貴重な作品である。

- (8) 保存方法 本堂須弥壇上に安置。
- (9) 現状写真

上田市指定文化財候補案件の概要

1 芳泉寺阿弥陀如来坐像

- (1) 申請者
- (2) 種 別 有形文化財（美術工芸品）
- (3) 名 称 木造阿弥陀如来坐像
- (4) 員 数 1 軀
- (5) 所在地 上田市常磐城 3 丁目 7 番 48 号
- (6) 形状または構造

木造、玉眼 像高 34.8 cm

- (7) 由来、伝説

芳泉寺は当初常福寺と称し、上田城築城後に現地に移転したとされている。江戸時代には上田藩主である真田氏や仙石氏の菩提寺となり、仙石氏の代に芳泉寺と改め、現在まで続いている。

本像は本堂裏堂に安置され、来歴等は不明だが、悉皆調査及び詳細調査によって平安時代から鎌倉時代の作品とされている。状態もよく、真田氏、仙石氏の菩提寺となった芳泉寺の繁栄を象徴する貴重な作品である。

- (8) 保存方法 本堂須弥壇上に安置。
- (9) 現状写真

上田市指定文化財候補案件の概要

1 竹室神社本殿

- (1) 申請者
- (2) 種 別 有形文化財（建造物）
- (3) 名 称 竹室神社本殿
- (4) 員 数 1 棟
- (5) 所在地 上田市真田町本原 2323 番地
- (6) 形状または構造

本殿は、間口 74 cm の規模の一間社流造り、こけら葺きの社殿で、上屋の中に建つ。

脇障子に風神・雷神の彫刻、側壁には二十四孝の彫刻、その他、竜・唐獅子・尾長など、たくさんの立体的な彫刻を付けた建物となっている。

- (7) 由来、伝説

古伝によると日本武尊が御東征の帰路、上野国より鳥居峠の四阿山（あずまやさん）を越えてこの地に来た時、村人は梢（こずえ）を折って仮屋を造ってもてなした。そしてその跡に宮を建て、柴宮（しばみや）と称したと伝えられている。その後大山祇命（おおやまつみのみこと）を合祀し山祇神（やまつみのかみ）ともいった。この柴宮の旧社地は旧長村の地籍になるので明治初年に現社地に遷し、明治 11 年、竹室神社と改称した。

- (8) 保存方法 竹室自治会にて修理等管理を実施。
- (9) 現状写真



竹室神社全景（手前：拝殿、奥：本殿上屋）

登録有形文化財の登録（見込み）について

1 経過

文化庁に意見具申していた文化財（1件）について、令和6年3月15日に開催された文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、国の有形文化財に登録するよう文部科学大臣に答申されました。今後、官報告示を経て登録されます。

これにより、上田市の登録有形文化財は17件、文化財総数は308件となります。

2 文化財の概要

○旧佐藤家住宅（藤本）

ア 所有者 藤本工業株式会社

イ 所在地 上塩尻字南側 88、91、91-3

ウ 内 容 建造物 6件

No	名称	建築年代等	構造及び形式	基準
1	旧佐藤家住宅（藤本） 一号蚕室	明治 23 年 ／昭和中期改修 ／平成 12 年改修	土蔵造二階建、瓦葺、 建築面積 63 m ²	(1)
2	旧佐藤家住宅（藤本） 一号蚕室附属室	明治中期	土蔵造二階建、瓦葺、 建築面積 23 m ²	(1)
3	旧佐藤家住宅（藤本） 二号蚕室	明治 23 年	土蔵造二階建、瓦葺、 建築面積 106 m ²	(1)
4	旧佐藤家住宅（藤本） 文庫蔵	明治前期	土蔵造二階建、瓦葺、 建築面積 20 m ²	(1)
5	旧佐藤家住宅（藤本） 味噌蔵	明治前期	土蔵造二階建、瓦葺、 建築面積 21 m ²	(1)
6	旧佐藤家住宅（藤本） 表門	明治中期 ／明治 37 年移築	木造、瓦葺、間口 2.7m、 左右袖堀付	(1)

エ その他 特徴等は別紙（裏面）を参照してください。

3 その他

○登録有形文化財登録基準（表中「基準」）

建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第 182 条第 2 項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として建設後 50 年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの

- (1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 造形の規範となっているもの
- (3) 再現することが容易でないもの

(参 考)

○旧佐藤家住宅（藤本）一号蚕室ほか5件

藤本を屋号とする佐藤家の宗家であり、旧蚕種（さんしゅ）製造販売業の屋敷。

昭和2年に焼失した主屋を除き、一号蚕室、一号蚕室附属室、二号蚕室、文庫蔵、味噌蔵及び表門が残る。

「一号蚕室」は、敷地中央に建ち、二階建ての南北棟。地下貯桑庫（ちょそうこ）や火炉、簀子（すのこ）天井や開閉式換気口など残る。

「二号蚕室」は、二階建ての東西棟で、棟全体に越屋根を設け、南北に下屋を付す。内部は火炉、簀子天井や開閉式換気口など残し、往事の蚕種業の様相を伝える。

「文庫蔵」は、文書や家財などの収納蔵。壁は角材を積上げたいわゆる井籠蔵で、外壁は漆喰塗仕上とした貴重な構造の蔵。

「味噌蔵」は、一階は一室の土間で味噌蔵、二階は一室の板敷で道具蔵とする。二階上部は垂木上面を簾子状とし、羽重ねに張った野地板を現す珍しいつくり。

「表門」は、通りから路地で引込んだ敷地入口に南面する薬医門（やくいもん）。全体に木柄が太く、重厚な外観で、敷地の表構えを整える。



旧佐藤家住宅（藤本）一号蚕室



旧佐藤家住宅（藤本）二号蚕室



旧佐藤家住宅（藤本）一号蚕室附属室



旧佐藤家住宅（藤本）文庫蔵



旧佐藤家住宅（藤本）味噌蔵



旧佐藤家住宅（藤本）表門

今後の市指定文化財諮問予定案件について

1 候補案件の概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 種 別 | 有形文化財（建造物） |
| (2) 名 称 | 誉田足玉神社本殿 |
| (3) 所在地 | 上田市真田町傍陽字宮ノ前 6385 |
| (4) 所有者 | 入軽井沢、大庭、中組、岡保自治会 |
| (5) 建物構成 | 拝殿、本殿、本殿覆い屋（上屋） |
| (6) 特 徴 | 彫刻に特徴があり、側面に大きな彫刻が施されているほか、柱や長押に地紋彫りが施されている。また、その他にも鯉や麒麟などの彫刻が施されている。 |



誉田足玉神社本殿（正面）



誉田足玉神社本殿（正面・側面）

「史跡上田城跡保存活用計画」の策定について

1 保存活用計画について

「保存活用計画」は、文化財保護法の改正により新しく規定された、国指定文化財及び登録文化財の所有者等が策定する計画で、各文化財の個別の状況に応じて、その保存・活用の考え方や所有者等が具体的に取り組んでいくべき内容を位置づけた、文化財の保存・活用を進めていくための指針となる基本的な計画です。

史跡上田城跡の保存・活用の指針として、本質的価値を明確にしたうえで、武者溜りの整備や櫓の復元的整備を含め、今後の保存・整備・活用の基本的な方向性を示す計画として策定を進めています。

2 策定経過

年度	実 施 事 項
令和 2 年度	・ 城跡の地形測量（図化を含む）を実施
令和 3 年度	・ 計画素案（本文）の作成に着手 ・ 史跡指定範囲の再確認（公図の照査と現地確認）を実施 ・ 策定委員会（史跡上田城跡整備専門家会議）を開催（9 月、3 月）
令和 4 年度	・ 史跡内の植生の現況調査を実施（5～12 月） ・ 策定委員会（史跡上田城跡整備専門家会議）を開催（9 月、12 月、3 月） ・ 長野県教育委員会 文化財・生涯学習課との協議（10 月） ・ 文化庁協議（11 月） / 上田市文化財保護審議会の意見聴取（1 月） ・ パブリックコメント（1～2 月）
令和 5 年度	・ 文化庁、策定委員会での指摘事項を中心に計画案を修正 ・ 文化庁協議（4 月） / 策定委員個別協議（4 月、7 月） ・ 策定委員会（史跡上田城跡整備専門家会議）を開催（8 月、1 月）

3 計画の概要

- (1) 計画期間 令和 6（2024）年度から令和 15（2033）年度までの概ね 10 年間
(2) 内容 別紙「概要版」参照

4 計画策定（認定）の目的・効果

- (1) 史跡上田城跡整備事業の計画的な推進
(2) 史跡の本質的価値（櫓や石垣、堀など）の適切な保存及び活用の推進
(3) 史跡整備及び管理に係る庁内連携の強化
(4) 史跡管理や整備等に係る文化財保護法に基づく手続きの明確化
(5) 国庫補助事業の採択にあたり優位性が向上（認定）

5 文化庁認定までのスケジュール

年度	実 施 事 項
令和 5 年度	・ 文化庁協議（2/14） / 指導に基づく修正等作業
令和 6 年度	・ 認定申請（4 月以降） / 文化庁認定（7 月以降？）

史跡上田城跡保存活用計画 概要版

策定の沿革・目的

上田城は戦国時代から現在に至るまで破城や解体など多くの契機を経て守り伝えられ、現在は史跡上田城跡として保存・活用が進められている。最近では平成23年度に「保存管理計画」の策定、「整備基本計画」の改訂を行い、それを基にした整備等が進められてきた。そこから10年あまりが経過し、今後の保存・活用について見直しが必要となり、平成30年の文化財保護法改正によって「文化財保存活用計画」が制度化されたことを受け、当計画を策定し史跡上田城跡の本質的価値を明確にし、次世代に継承するための適切な保存・整備・活用・実施体制の方向性や方法を示すこととした。

本質的価値(概略) (史跡として守るべき価値)

(1)上田城の本質的価値

- 上田城跡の歴史的な価値
 - ・ 尼ヶ淵に面する段丘上に築かれ、二度にわたり徳川軍によって攻められるも落城しなかった堅城。
 - ・ 戦国期や第二次上田合戦などで大きな役割を果たし、歴史の転換点に名を残した。
 - ・ 数々の変遷を遂げながらも真田領や上田藩の拠点として、中世から近世の城郭の変換期をまたいで使用された城。
- 仙石氏復興開始後の縄張りとしての価値
 - ・ 自然地形を巧みに利用した城。
 - ・ 隅欠(すみおとし)を設け、本丸北東隅に2つの櫓を配置した鬼門除けを強く意識した城。
 - ・ 本丸には七つ櫓や櫓門、高土塁等が配置された堅固な構えを持つ城。
 - ・ 二の丸には石垣等により横矢をかける構造にするなど技巧的な構造を持った城。
 - ・ 二の丸が復興途中で中断され、幕末まで三の丸で藩政が行われていた城。
- 遺構としての価値
 - ・ 堀や土塁等が近世の絵図通りに多く残り、城郭としての姿をよく残している。
 - ・ 今後の調査により真田期の要害上田城の構造と仙石期の改築の具体像を明らかにすることができる。
 - ・ 尼ヶ淵に石垣が良好に残り、千曲川による崖面の水害対策をうかがうことができる。

(2)近代以降に形成・付加された価値

- ・ 廃城後、本丸は神社用地、二の丸は伝染病院や桑畑として利用されたことにより、市街地化に伴う遺構の破壊を免れ、市民にとって必要な場所としての役割を果たすこととなった。
- ・ 二の丸の公園化やスポーツ施設設置、鉄道の敷設により公園利用や運動、人や物資の輸送路など様々なニーズを満たす場となった。
- ・ 昭和初期から上田城跡が「城跡」として市民のシンボルとして親しまれるようになる。
- ・ 市民のシンボルであると同時に観光名所としてまちづくりの拠点としての役割を担う史跡。

課 題

(1)保存の課題

- (史跡内)・無耕作地等の民有地公有化・植生管理・真田期の遺構等確認
 - ・ 遺構未確認部分の発掘調査・石垣、土塁、櫓等の崩落防止、耐震化
- (史跡外)・追加指定の検討・発掘調査による遺構確認

(2)活用の現状と課題

- (史跡内)・ライトアップ計画の検討・城郭遺構の情報発信
 - ・ 来訪者への理解促進・市民団体等のイベントが少ない
 - ・ 近世期の様子を体感するコンテンツ整備
- (史跡外)・かつての城内であることの情報発信・まちなみの歴史的経過の発信

(3)整備の現状と課題

- (史跡内)・整備に必要な発掘調査、資料調査の継続・整備基本計画の改訂
 - ・ (仮称)博物館整備基本計画の策定
- (史跡外)・整備方針の設定、計画的な運用・遺構に配慮した運動施設の維持

(4)運営・体制の整備の現状と課題

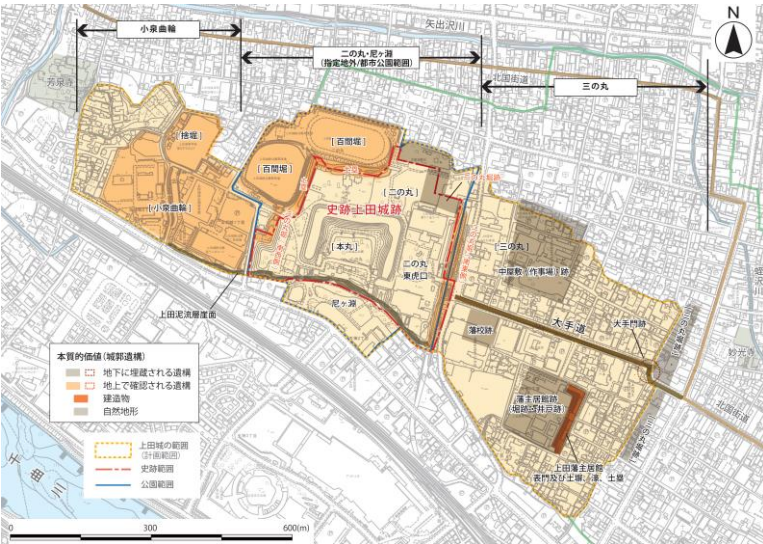
- ・ 庁内連携強化・住民自治組織、市民団体、市民との連携強化
- ・ 専門知識を有する職員の確保・上田城関係部署間の連携強化



史跡・公園範囲図



令和5年度発掘調査



上田城の範囲図

史跡上田城跡保存活用計画 概要版

大 綱

伝えよう未来に、尼ヶ淵の堅固な要害を

- 継続した調査研究により、破却された真田氏の城を仙石氏・松平氏がどのように改変したのかを明らかにし、その調査成果をもとに保存・活用に取り組むことで、関ヶ原後の破城、武家諸法度の下での復興、そして明治維新による廃城といった様々な契機を経て今に遺された史跡上田城跡の価値を市民が理解し、これを地域の宝として未来に継承しようとする機運の醸成に努める。
- 現存する石垣や土塁、堀等に加え、櫓や櫓門、二の丸東虎口の堅牢な石垣の配置、尼ヶ淵の要害等を再現することにより、史跡上田城跡の価値を顕在化し、来訪者がその特徴や歴史を体感できるような整備・活用を推進する。
- 市民や関係団体などと、堅固な尼ヶ淵の要害や本丸七つ櫓、各所に配置された鬼門除けの仕組みなど、史跡上田城跡の魅力のひとつである築城時から累積された本質的価値を共有し、上田市全体で保存・活用を推進する。

保存管理

①基本方針

本質的価値を踏まえた適切な保存管理。前提となる調査の推進。土地公有化や追加指定の検討。

②方向性

指定地内/外	地区名	基本方針
史跡指定地	本丸地区 (A地区・B地区共通)	●史跡上田城跡で最も本質的価値が顕在化している地区であり、隅櫓3棟、土塁、堀をはじめ、石垣や礎石など、城郭構造を体感できる重要な区域である。これらの建造物や遺構について、現状を適切に保存し、必要な修理を行う。 ●現在失われている遺構や建造物について、調査研究の結果、十分な資料が得られた場合において、保存・活用に有益である場合、本質的価値である要素を保護したうえで復元を検討する。
	二の丸地区 (A地区・B地区共通)	●現存する遺構は現状を適切に保存し、必要な修理を行う。 ●近代・現代の施設については、維持や移設、撤去等の方針を個別に検討する。 ●便益施設や植生について史跡公園・都市公園としての環境を維持する。
	尼ヶ淵地区	●良好な状態を維持している石垣は、現状を適切に保存する。石垣および景観の保護のため、樹木や草木を適切に管理する。 ●き損した石垣は、調査成果等を反映させて修復等の措置を講じる。 ●崖面の保存を行う際は、上田泥流層の風合いを維持する措置を検討し、対策を講じる。 ●災害発生時の緊急体制（市組織及び関連機関）を構築する。
指定地外（埋蔵文化財包蔵地）	二の丸・尼ヶ淵C地区 (都市公園範囲)	●百間堀は、城が営まれていた当時の堀が良好に保存されている箇所はないが、良好な状態を維持している土塁は、現状を適切に保存する。 ●き損した土塁は修復を行い、発掘調査等の成果を反映させて修復等の措置を講じる。 ●二の丸堀の地下遺構については、適切に保存を行う。 ●尼ヶ淵は、樹木等の適切な管理を行い、景観維持に努める。
	三の丸	●藩主居館や作事場、大手門、三の丸堀といった地下遺構が点在し、武家屋敷の面影を保存する建造物もわずかに見られる。所有者や管理者の協力を得ながら、遺構の保存を図る。
	小泉曲輪	●体育館などの体育施設等が所在しているが、当面の間はこれを適切に管理し、必要な修理等を行い維持する。施設の更新については、総合的な計画や防災の視点も含め、場所の検討を行う。 ●今後、発掘調査が行われていない区域については、機を捉えて発掘調査を実施し、重要な遺構等が確認された場合は保護措置を講じる。



地区区分図

③調査・研究

本質的価値を明らかにし、向上させるため、発掘調査、石垣基礎調査、変状調査、資料調査等を継続して実施。

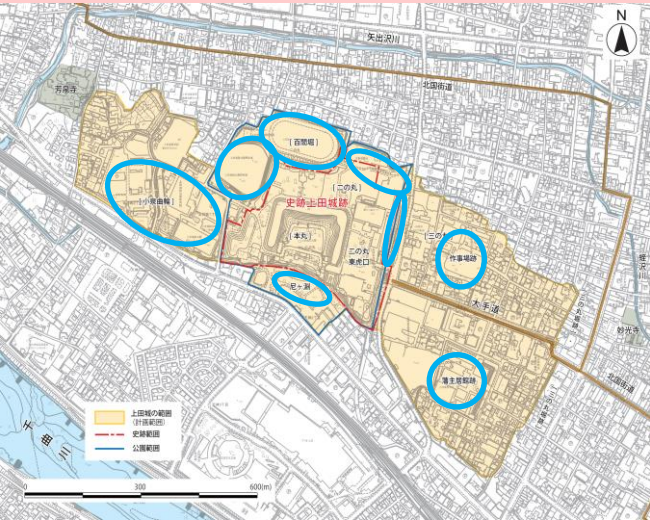
④現状変更の取り扱い(抜粋)

- 本質的価値、それを構成する諸要素、景観に悪影響を及ぼす行為は、原則として認めない。
- 調査、整備等は本質的価値への影響が最小限であることを条件とする。

⑤植生管理方針

- 景観の阻害、遺構への悪影響が認められる樹木は剪定、伐採を進める。
- 近世当時の樹木に関する調査、研究を進め、その成果を含めて植生管理の方向性を今後改訂する整備基本計画に反映させていく。

⑥史跡の追加指定



今後追加指定を検討する場所

⑦指定地公有化の考え方

地権者の意向を尊重しつつ条件整備、協議を進める。



上田藩主居館表門
(現上田高校)



本丸東虎口

史跡上田城跡保存活用計画 概要版

活用

①基本方針・方向性

本質的価値や近代以降の価値について様々な媒体により発信する。また、史跡内外の遺構へ来訪者が訪れることができるよう動線の検討を進める。

②方法

- ・ 全体的な城郭遺構の情報発信
来訪者の少ない場所も含めた遺構の情報発信
- ・ 歴史的経緯の情報発信
仙石氏による復興以降の情報提供の推進
- ・ AR、VRを活用した上田城の全体像の発信
VR上田城の再検証、再公開を検討
- ・ イベント等における活用
史跡内のイベント等での城郭の魅力発信。中、小規模イベントの推進。
- ・ 都市公園としての活用
様々な来訪者への本質的価値等の周知
- ・ 城下町と一体とした活用
史跡外、城下町も含めた活用の推進
- ・ 学校教育や生涯学習における活用
学校との連携や出前講座等の推進

整備

①基本方針・方向性

調査を進め、その成果を基に本質的価値を保存するとともに、史実に忠実な復元整備を進め、学びの場、憩いの場などの様々な公開活用の取組が適切に図られるよう、史跡上田城跡整備基本計画を改訂し、整備を進める。

②方法

- ・ 二の丸東虎口
市民会館の解体を進め、跡地には武者溜り、三十間堀の整備工事を進める。
- ・ 二の丸東虎口北側一帯
テニスコート移転後の整備については、有識者の意見を踏まえ検討を進める。
- ・ 本丸内の4櫓及び櫓門の再現
懸賞金制度等により資料収集に努めるとともに、西櫓を基にした櫓の再現等についても調査研究を進めていく。
- ・ 上田市立博物館移転後のガイダンス施設
(仮称)博物館整備基本計画策定を進め、移転後のガイダンス機能を持つ施設設置を検討していく。

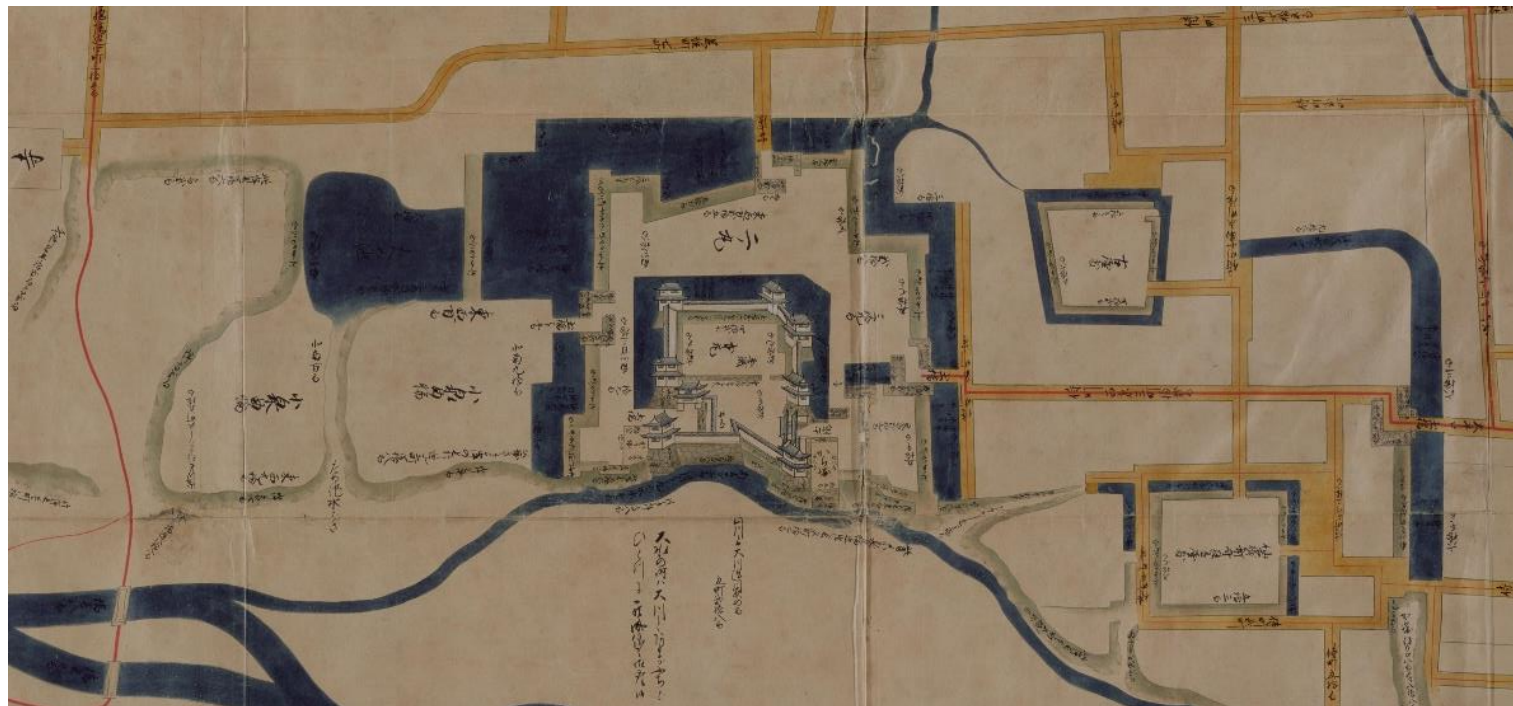
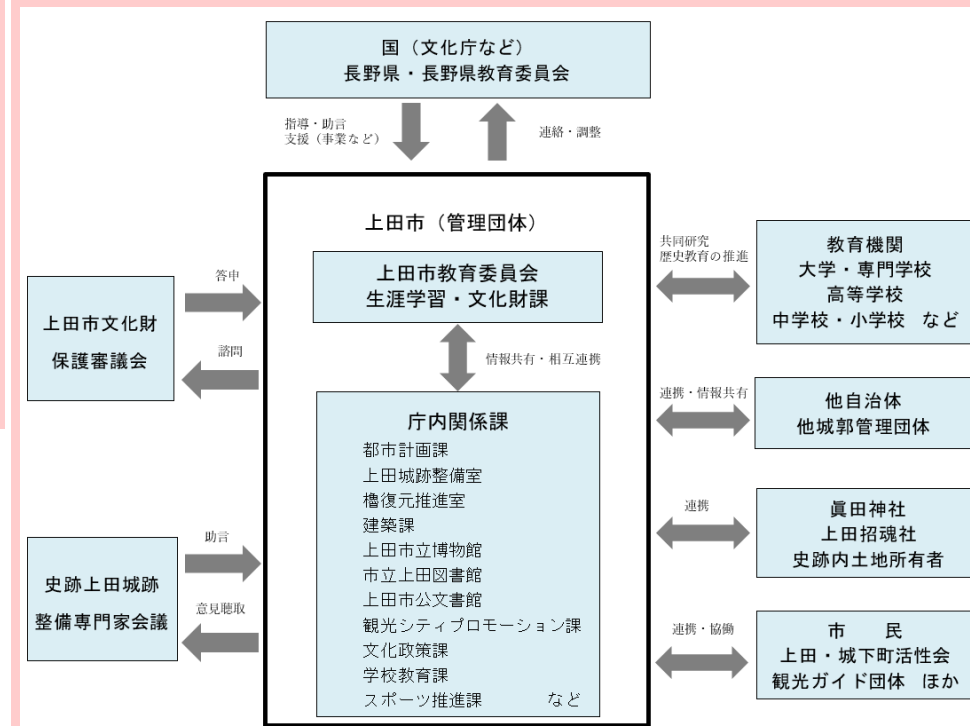
運営・体制の整備

①基本方針・方向性

史跡の適切な保存、活用を図るため上級官庁や専門家の助言、指導を受けるとともに庁内体制及び連携の強化を図る。また、史跡内の地権者や市民団体、民間組織等と連携、協働を進めながら取組を推進する。

②方法

- ・ 上田市における体制の確立
- ・ 専門家会議等からの指導・助言体制の維持
- ・ 関係機関との連携
- ・ 市民協働の推進



正保4年(1647) 信州上田城絵図(国立公文書館蔵)（一部）



明治11年(1878)頃撮影の本丸東虎口写真(上田市立博物館蔵)